

# 「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要①

## M&A・事業承継支援の促進

【2026年2月20日公表、4月1日施行】

### 改正の経緯

- 後継者不在への対応は、我が国の中小企業にとって引き続き非常に重要な経営課題。地域経済を維持・成長させ雇用の場を確保していくためにも、各地域におけるM&A・事業承継の支援態勢の着実な構築が不可欠であり、金融機関による支援への期待も大きい。
- また、M&A・事業承継に際しては、経営者保証を適切に取り扱わぬことによるトラブルも今なお発生しており、2024年に改訂された「中小M&Aガイドライン（第3版）」では、経営者保証の取扱いがリスクのひとつとして挙げられた。
- 2024年の監督指針改正では、金融機関によるM&A支援促進に向けた着眼点を明確化するとともに、M&A・事業承継に際して経営者保証を見直す枠組みを構築したところであるが、以上の状況に鑑み、今般、金融機関による支援態勢の一層の強化を図る。

### 改正の主な内容

- 支援機能の強化に向けて、金融機関に対する監督上の着眼点を明確化。
  - M&A仲介業務やフィナンシャル・アドバイザー業務に取り組むこと。
  - 他の金融機関等と「プラットフォーム」の組成・運営や参画・活用を行うこと。（⇒支援機能や顧客ニーズの相互補完）
  - 事業承継・引継ぎ支援センター等と連携すること。（⇒人材育成やノウハウ蓄積にも活用）
  - 経営資源集約化を通じて地域経済の維持・成長に貢献するスポンサーの選定を支援すること。（⇒事業再生への貢献）
- 「中小M&Aガイドライン（第3版）」（2024年8月30日改訂）の内容・趣旨も踏まえ、経営者保証の適切な取扱いに向けて、金融機関に対する監督上の着眼点を明確化。
  - 顧客企業からの事前相談の推奨や、実際に相談があった場合に丁寧な対応を行うための態勢を整備すること。
  - 後々のトラブルを防止すべく、最終契約等に向けても適切な調整・支援を行うための態勢を整備すること。

# 「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要②

## 「経営者保証に依存しない融資」の促進

【2026年2月20日公表、4月1日施行】

### 改正の経緯

- これまで、「経営者保証改革プログラム」の策定やこれを踏まえた監督指針改正を通じた監督強化等により、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組を推し進めてきた。こうした取組の結果として、直近（2025年度上半期）では、
  - 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合は、民間金融機関全体で55.8%に達したほか、
  - 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した件数」との合計の割合は、民間金融機関全体で99.8%に達した。
- また、2023年3月以前（＝「経営者保証改革プログラム」以前）に締結された根保証契約や、M&A・事業承継を予定していることを把握した顧客企業の保証契約についても、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるかといった説明・記録を行うことを金融機関に求めている。
- 係る一連の取組は、顧客企業の経営改善や更なるチャレンジに資するものであり、ひいては地域経済を維持・成長させ雇用の場を確保していくことにもつながるものであることから、今般、金融機関と顧客企業の更なる行動変容を図る。

### 改正の主な内容

- 2023年3月以前（＝「経営者保証改革プログラム」以前）に締結された個別の保証契約について、新規に締結する保証契約等と同様に説明・記録を求めるなどを、金融機関に対する監督上の着眼点として明確化。  
※ なお、金融機関が係る説明・記録を行うにあたっては、自身の経営資源の状況や顧客企業とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、顧客企業からの問い合わせや顧客企業に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で取り組んでいくことを期待。

# 「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要③

## デジタル化支援の促進

【2026年2月20日公表、4月1日施行】

### 改正の経緯

- 労働力の減少や高齢化等による担当者の退職に伴い生産性の低下が危惧される中、企業の生産性を向上させるという観点から、金融機関が行うIT化・DX支援にも期待が寄せられている。他方で、企業から金融機関が経理業務のBPO受託ができることは、広く一般的に理解されているとは言えないという声もある。

### 改正の主な内容

- 金融機関の監督上の着眼点に、業務プロセスのデジタル化に向けた、情報の提供・助言、デジタルサービスの導入支援、経理業務の受託といった業務（デジタル化支援業務）を、金融機関が提案するソリューションの一つとして明確化。

## 人材紹介業務の促進

### 改正の経緯

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的な発展を目指す中、企業の人材不足は深刻な課題であり、金融庁が実施した企業アンケートによれば、顧客企業の経営課題を熟知している金融機関に期待する声が大きくなっている。また、金融機関により紹介された人材に対するフォローアップ支援を望む声もある。

### 改正の主な内容

- 金融機関の監督上の着眼点に、人材紹介業務を、金融機関が提案するソリューションの一つとして明確化するとともに、顧客企業の経営課題の適切な把握による人材要件の精緻化や、顧客企業との日常的・継続的な接触の中での採用人材に対するフォローアップ等、人材紹介業務を行う場合の留意事項を明記。